

第22期第10回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年10月25日（火） 14：00～
場 所 杉妻会館 3階百合
(福島市杉妻町3-45)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
 - (1) 議案
 - 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ、まいわし太平洋系群）
(諮問・答申)
 - 議案第2号 海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）
 - 議案第3号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について
 - (2) 報告事項
 - ア 海区漁場計画の素案について
 - イ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果について
 - ウ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について
 - エ 全国海区漁業調整委員会連合会の令和5年度に向けた要望について
- 6 閉 会

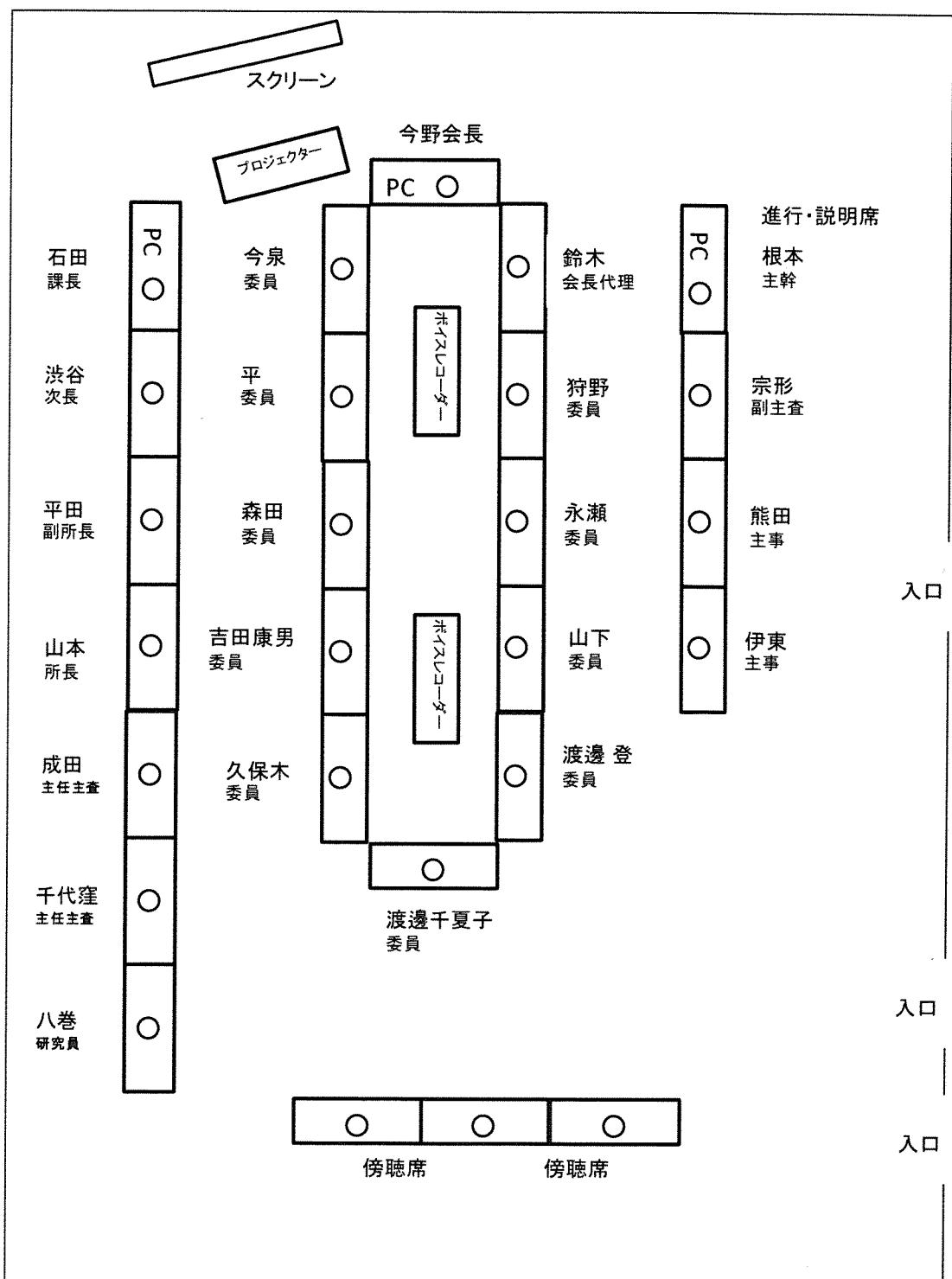
第22期第10回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

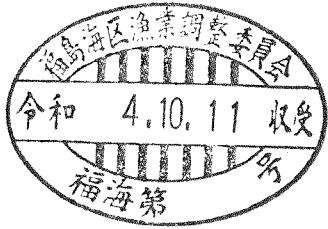
日 時：令和4年10月25日(火) 14:00～
 場 所：杉妻会館 3階 百合 (福島市杉妻町3-45)

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	福島	水産課長（併） 海区事務局長	石田 敏則	福島
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	福島	水産課主任主査	成田 薫	福島
漁業者	今泉 浩一	福島	水産事務次長	渋谷 武久	福島
漁業者	狩野 一男	福島	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	福島
漁業者	平 仁一	福島	水産海洋研究 センター副所長	平田 豊彦	福島
漁業者	永瀬 哲浩	福島	水産海洋研究 センター研究員	八巻 大吾	福島
漁業者	森田 政利	福島	水産資源研究所長	山本 達也	福島
漁業者	山下 博行	福島	海区事務局 主幹 (業務担当)	根本 芳春	福島
漁業者	吉田 康男	福島	〃 副主査	宗形 莉苗	福島
漁業者	渡邊 登	福島	〃 主 事	熊田 湧樹	福島
学識経験	川邊 みどり	WE B	〃 主 事	伊東 亮太	福島
学識経験	久保木 幸子	福島			
学識経験	渡邊 千夏子	福島			
中立	宮下 朋子	WE B			

第22期第10回福島海区漁業調整委員会 席次

杉妻会館 3階 百合





写

議案第1号

4 生流第 2595 号
令和4年10月11日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋群に関する令和五管理年度（令和五年一月一日から令和五年十二月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和四年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 まあじ

知事管理区分 福島県まあじ漁業

配分する数量 福島県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二 まいわし太平洋系群

知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業

配分する数量 福島県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、まあじ及びまいわし太平洋系群について、国から県に対し漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和5管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」の令和5管理年度（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の当初配分数量については、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に即して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
(農林水産大臣が定める数量は、水産政策審議会で検討されたうえで、各都道府県に通知される。)
- 4 策定の内容：農林水産大臣により配分が見込まれる数量^{※1}について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	内 容
まあじ	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まあじ漁業に配分する。
まいわし太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

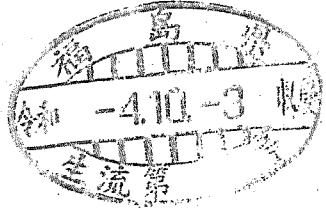
※1 令和5管理年度当初配分案に係る事前照会（令和4年10月3日付け水産庁管理調整課資源管理推進室資源管理基準班事務連絡）において示された数量。まあじ、まいわし太平洋系群とともに、令和4管理年度（令和4年1月1日～令和4年12月31日）と同様に「現行水準」と示された。

- 5 諒問予定 令和4年10月25日開催
第22期第10回福島海区漁業調整委員会で諒問

(今後の予定)

- 10月25日 第22期第10回福島海区漁業調整委員会に諮問・答申
- 10月下旬 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会
- 11月上旬 水産政策審議会
- 11月中旬 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知^{※2}
- 12月上旬 農林水産大臣に知事管理漁獲可能量を定める協議
- 12月中旬 農林水産大臣の承認通知
- 12月末まで 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載）

※2 11月中旬予定の大蔵からの漁獲可能量の通知が「現行水準」とは異なる配分となった場合は、委員会に改めて諮問する。



事務連絡
令和4年10月3日

都道府県TACご担当者様

水産庁資源管理部管理調整課
資源管理推進室資源管理基準班

まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の令和5年度当初配分案について（事前照会）

平素よりTAC制度の運用についてご協力いただき感謝申し上げます。
標記について、資源管理基本方針及び令和4年度資源評価結果に基づき、算出した当初配分案は別紙のとおりとなりました。
本案に対して、ご意見がありましたら、10月12日（水）までにご連絡くださるようお願いします。

※ 本案は11月開催予定の水産政策審議会第120回資源管理分科会への諮問を経て、告示されることとなります。
よって、別紙の数値については、現時点の案でありますことをお含みおき願います。

<問い合わせ先>

水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室
資源管理基準班 松島、小路口、菅井
03-5510-3303

○令和5管理年度まあとじ、まいわし対馬暖流系群、まいわし対太平洋系群のTACについて

		まいわし太平洋系群			まいわし対馬暖流系群				
都道府県・大臣管理	TAC	シェア	目安数量 (算定値)	TAC	シェア	目安数量 (算定値)	TAC	シェア	目安数量 (算定値)
福島県	現行水準	0.02%	50トン未満	現行水準		0.00%	100トン未満		

注1) 数量明示による配分の対象

1. 過去3カ年の漁獲実績の平均シェアが全体のうち概ね80%（大臣管理漁業のシェアを含む）を構成する漁獲量上位の都道府県
2. 1.以外であって、都道府県が希望する場合（ご要望があれば担当までご連絡ください）
3. 漁業構造の大幅な変化など管理に必要な場合

注2) 現行水準の対象

1. 数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン以上ある場合
2. 算定された数量又は過去3カ年の平均漁獲実績が、10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」と表示（ずわいがに全資源除く）

注3) 配分しない（数量を明示しない）対象

注2を除き数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン未満

(別紙1-3)

第1 特定水産資源
まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第57条第1項及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項第2号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第5号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第11号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第8号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源
まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

議案第2号

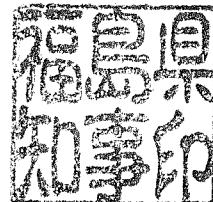


写

4 生流第 2581 号
令和 4 年 10 月 11 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



福島海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 141 条の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 概 要：第 22 期福島海区漁業調整委員会委員である吉田数博委員（中立委員）から、令和 4 年 8 月 4 日付けで福島県知事あて辞任届が提出された。

委員の辞任にあたり海区漁業調整委員会の同意が必要となることから、貴委員会の意見を求めるもの。

2 根拠法令等：漁業法第 141 条（委員の辞任）

○漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）抜粋

（委員の辞任）

第 141 条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

3 経過・今後の予定

<解任の手続>

令和 4 年 8 月 4 日 吉田数博委員から福島県知事あて辞任の届出

令和 4 年 10 月 25 日 福島海区漁業調整委員会へ委員の辞任について協議・回答

令和 4 年 11 月 委員の解任について知事の同意
辞令の交付（解任）

<任命の手続>

令和 4 年 11 月～12 月 欠員に対する委員補充のための委員候補者の推薦及び募集（推薦・募集期間：おおむね 1 か月）

令和 4 年 12 月 福島海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会の開催、委員候補者の決定

令和 5 年 3 月 福島県議会の同意

令和 5 年 4 月 辞令の交付（任命）

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和4年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。

ひらめ採捕制限 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：平成5年

対象漁業：全漁業種

対象海域：県内全域

【指示発動までの経過】

- 昭和57年度からヒラメ人工種苗の放流試験を開始。昭和62年度以降は、10万尾以上の大規模放流試験を実施。
- 人工種苗放流による経済効果が明らかになるとともに、より経済効果を高めるためには、小型魚の保護が必要であることがわかった。
- 県は、この結果を漁業者関係者へ説明し、協議を重ねた結果、ヒラメ栽培漁業の事業化と小型魚保護による資源管理の機運が高まり、平成4年に開催された「第42回福島県漁業協同組合大会」において「ヒラメ栽培漁業事業化」が決議された。
- 同年「福島県ヒラメ栽培漁業事業化推進委員会」を県漁連に設立するとともに、「ヒラメ監視委員会」を設置し、栽培漁業と資源管理の実施体制が整備された。
- 平成5年1月1日から、全長30cm規制による資源管理を開始した。

以上のような背景・経緯から、平成4年12月25日に開催された第15期第1回海区委員会において、ヒラメの資源管理を支援するために、委員会指示を発動することが決議された。

指示の概要

- 全長30cm未満ヒラメの採捕禁止（試験研究のための採捕を除外）
- 上記に違反して採捕されたヒラメ・その製品の所持、販売、加工禁止

【ヒラメの栽培漁業と資源管理等の経過】

平成5年：ヒラメの全長30cm規制による資源管理開始。

栽培事業運営基金の造成、漁業者負担金の徴収を開始。

平成8年：ヒラメ栽培漁業振興施設が稼働、100万尾の種苗生産開始、以降、毎年100万尾の人工種苗放流を継続。

平成23年：東日本大震災によりヒラメ栽培漁業振興施設が全壊。

平成24年：国及び県の支援を受けて、社団法人新潟県水産振興協会の施設を借り、ヒラメの種苗生産を再開し、平成24年度～28年度まで全長6cmの種苗10万尾を相双海域に放流してきた。平成29年度からはいわき海域、平成30年度には双葉海域での放流を再開し、全長6cmの種苗5.5万尾を相双海域に、1.5万尾を双葉海域に、3万尾をいわき海域に放流した。

平成28年：ヒラメの出荷制限等指示の解除。試験操業の対象種に追加。
全長50cm以上の大型魚に限定して水揚げ。

平成30年：福島県水産資源研究所が開所。

令和元年：人工種苗100万尾の放流を再開。

令和3年：試験操業終了に伴い、全長50cmの自主サイズ規制の見直しについて協議開始（令和4年10月現在 相双地区全長50cm、いわき地区全長40cm）。

ヒラメの水揚げ状況

- 漁獲量は、昭和63年から平成6年にかけては100～200トンと少なかったが、栽培漁業の事業化と全長30cm規制が開始されて以降、増加に転じ、平成7年～平成22年にかけては、平均で531トン。平成21年には、過去最高の841トンを記録した。
- 震災後は、ヒラメに出荷制限等指示がかかったことから、漁獲は行わなかつたが、平成28年に出荷制限等指示が解除され、同年8月から試験操業の対象種となった。令和3年には510トン、4億9百万円となっており、令和2年に比べると58トン、5千万円減少した。平均単価は802円/kgで、令和2年並みであった。

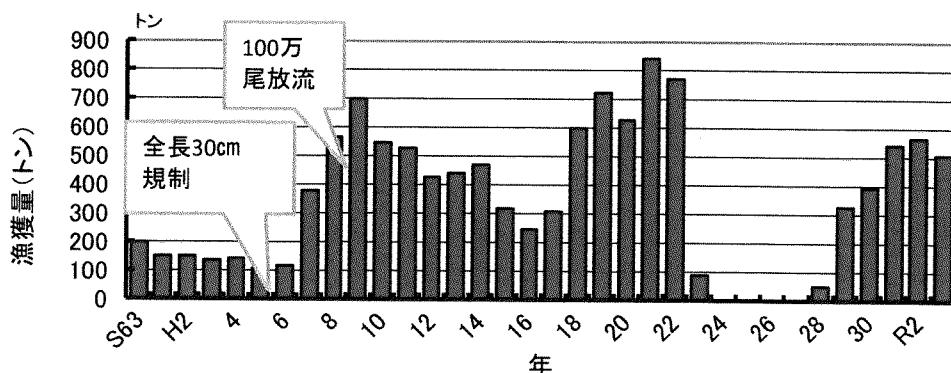


図1 ヒラメ漁獲量の推移

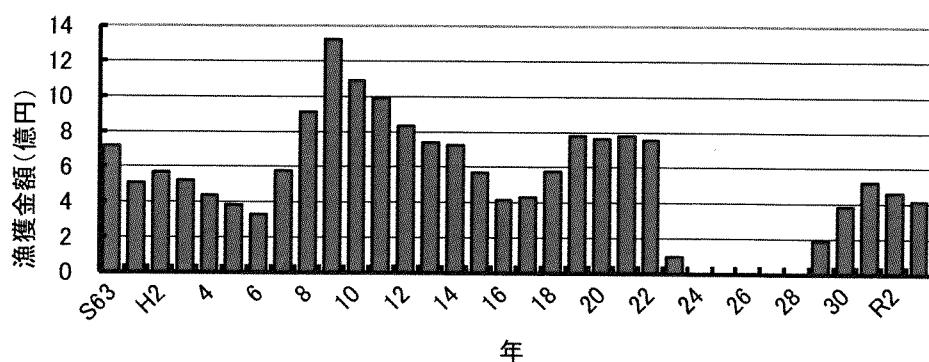


図2 ヒラメ漁獲金額の推移

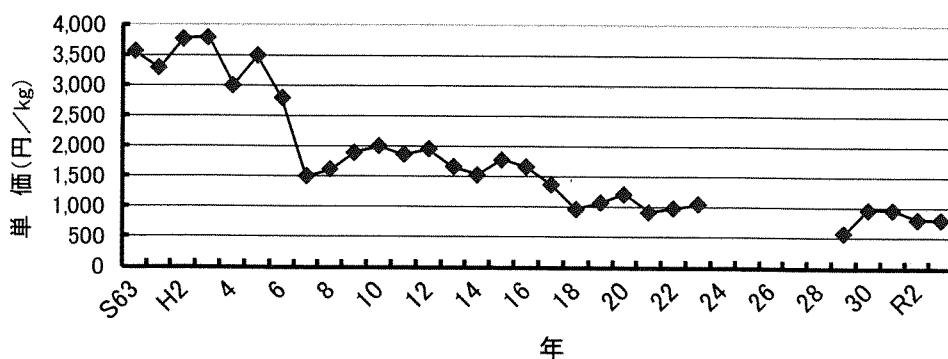


図3 ヒラメ単価の推移

報告事項ア

令和5年度漁業権切替に係る海区漁場計画の素案について

令和4年10月25日
福島県水産課

1 根拠

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第62条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和5年8月31日で満了となるため、令和5年9月1日以降の海区漁場計画を定めることとなる。

（この海区漁場計画の作成は、令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法に基づき行われる初めての手続となる。）

2 海区漁場計画素案の概要

定める事項 (法第62条第2項)	内 容 【共同漁業権】	内 容 【区画漁業権】
漁業権について		
漁場の位置	現行免許と同様	現行免許と同様
漁場の区域	現行免許と同様	現行免許と同様
漁業の種類 ※1	第1種：現在と同様 第2種：下記4(1) のとおり追加	第1種、第3種：下記4(2)のとおり変更
漁業時期	現行免許と同様	現行免許と同様
存続期間	R5.9.1～R15.8.31	R5.9.1～R10.8.31
個別漁業権・団体漁業権の別 (区画漁業権のみ)		団体漁業権
関係地区	現行免許と同様	現行免許と同様
条件	現行免許と同様	現行免許と同様
漁業権の設定に関し 必要な事項	現行免許と同様	現行免許と同様
保全沿岸漁場について	設定しない ※2	

※1：現行の漁業権の免許の内容から見直しを検討している事項。

※2：水産動植物の生育環境の保全等のため、保全活動を実施すべき漁場を知事が設定し、漁業協同組合等が知事の指定を受け、活動を実施する制度。

漁場の保全活動を沿岸漁場管理制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前のとおり実施することが可能であるため、設定しない。

3 現在の免許内容からの変更点

(1) 漁業の種類の追加【第2種共同漁業権】

第2種共同漁業権の共第18号及び第20号に「えびさし網漁業」を追加する。

変更前	変更後
磯魚さし網漁業	磯魚さし網漁業
底魚さし網漁業	底魚さし網漁業
雑魚さし網漁業	雑魚さし網漁業
かにさし網漁業	かにさし網漁業
	えびさし網漁業

背景 海区漁場計画素案の作成にあたり、現在の漁業権者に対し要望調査を行ったところ、共第18号及び第20号の免許を受けている相馬双葉漁業協同組合から、当該漁業権漁場への「えびさし網漁業」の追加の要望が提出された。

追加の理由 共第18号及び第20号においては、第2種共同漁業権の活用の実態がある。えびさし網漁業を追加することで、引き続き有効な漁場の活用に資すると判断される。

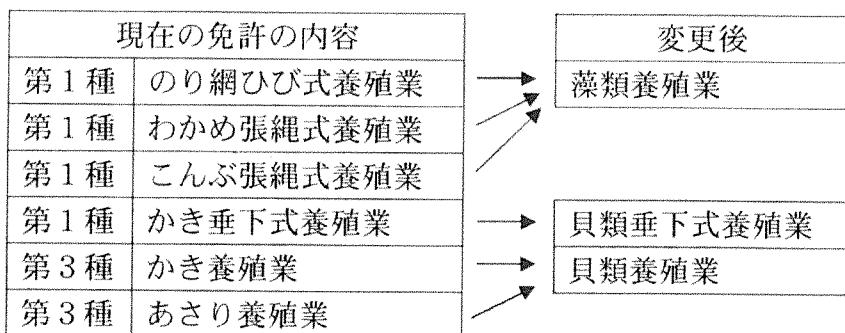
また、相馬双葉漁業協同組合が管理する共第27号においては、えびさし網漁業の免許を付与しており、当該漁場に隣接する共第18号及び第20号に加えることで、同組合が管理する漁場を一体として管理することにより、海面の総合的な利用の推進につながると判断されるため。

(2) 漁業の名称の変更【区画漁業権】

第1種区画漁業のうち「のり網ひび式養殖業」、「わかめ張縄式養殖業」、「こんぶ張縄式養殖業」を「藻類養殖業」とする。

第1種区画漁業のうち「かき垂下式養殖業」を「貝類垂下式養殖業」とする。

第3種区画漁業の「かき養殖業」と「あさり養殖業」を「貝類養殖業」とする。



背景 国からの技術的助言である「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」を受け、漁業の名称を見直すこととする。

変更の理由 養殖の対象とする魚種を限定しないことで、漁場の環境変化や種苗の調達状況の変化に応じ対象種を変更することができるようになる。

これにより、継続して漁業生産を行うことが可能となり、漁場の適切かつ有効な利用に資すると判断されるため。

4 海区漁場計画の素案における漁業権の内容及び新旧対照表 別紙のとおり

海区漁場計画の素案における漁業権の内容

1 共同漁業権

○:現在免許しており、R5年9月以降の海区漁場計画(素案)に設定するもの
 ★:R5年9月以降の海区漁場計画(素案)に追加するもの

漁業権番号	漁場の位置	現在の漁業権者	漁業種類及び漁業名称																		
			第1種共同漁業									第2種共同漁業									
			あ わ び 漁 業	う に き い が い	か い が い	い が い	こ た ま が い	ほ き め い	わ か め い	あ ら め い	の り め い	ひ き も い	ま も し き	え む し き	こ ん ぶ き	磯 魚 さ し 網 漁 業	底 魚 さ し 網	雜 魚 さ し 網	か に さ し 網	え び さ し 網	小 型 定 置
共第1号	いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町、岩間町字岩下地先	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第2号	いわき市勿来町字岩下地先																○	○	○	○	○
共第3号	いわき市小浜町地先		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						
共第4号	いわき市小浜町地先	小名浜機船底曳網漁業協同組合															○	○	○	○	○
共第5号	いわき市泉町下川地先		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						
共第6号	いわき市泉町下川地先																○	○	○	○	○
共第7号	いわき市小名浜地先	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第8号	いわき市江名、折戸、中之作、永崎、小名浜下神白地先		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共第9号	いわき市平豊間、平薄		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
共第10号	いわき市平豊間、平薄磯地先																		○		
共第11号	いわき市平沼ノ内、平下	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
共第12号	高久、平藤間、平下大越地先																○	○	○	○	○
共第13号	いわき市四倉町、平下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
共第14号	神谷、平原高野地先																○	○	○	○	○
共第15号	いわき市久之浜町、双葉郡広野町、同郡楢葉町地先	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
共第16号	相馬郡富岡町、同郡大熊町地先																○	○	○	○	○
共第17号	双葉郡浪江町、同郡双葉町、南相馬市小高区地先		○	○					○	○	○	○				○					
共第18号	双葉郡浪江町、同郡双葉町、南相馬市小高区地先																○	○	○	○	★
共第19号	双葉郡浪江町、同郡双葉町、南相馬市小高区地先	相馬双葉漁業協同組合	○	○					○	○	○	○				○					
共第20号	双葉郡浪江町、同郡双葉町地先																○	○	○	○	★
共第21号	南相馬市原町区、同市鹿島区地先		○	○					○	○	○	○				○					○
共第22号	相馬市磯部、蒲庭地先	相馬双葉漁業協同組合	○	○					○	○	○	○				○					
共第23号	相馬市磯部地先		○	○					○	○	○	○				○					
共第24号	相馬市原釜、尾浜地先		○	○					○	○	○	○				○					
共第25号	相馬郡新地町駒ヶ嶺地先	相馬双葉漁業協同組合	○	○					○	○	○	○				○					
共第26号	相馬郡新地町今泉、大戸浜、谷地小屋、大字塙木崎地先		○	○					○	○	○	○				○					
共第27号	相馬郡地先																○	○	○	○	○

2 区画漁業権

上段: R5年9月以降の海区漁場計画(素案)に設定するもの(▲)
 下段: 現在の免許内容(○)

漁業権番号	漁場の位置	現在の漁業権者	漁業種類及び漁業名称					
			第1種区画漁業			第3種区画漁業		
			藻類養殖業			藻類垂下式養殖業	貝類養殖業	
相馬双葉漁業協同組合	のり網 ひび式 養殖業	わかめ 張繩式 養殖業	こんぶ 張繩式 養殖業	かき 垂下式 養殖業	かき 養殖業	あさり 養殖業		
	区第1号	相馬市尾浜地先	▲ ○	○			▲ ○	○
	区第2号	" 和田地先	▲ ○	○			▲ ○	○
	区第3号	" 岩子地先	▲ ○	○			▲ ○	○
	区第4号	" 新田、 柏崎地先	▲ ○	○	○	▲ ○	○	○
	区第5号	" 岩子地先	▲ ○	○			▲ ○	○
	区第6号	" 磯部地先	▲ ○	○	○	▲ ○	○	○

新旧対照表(漁業の名称及び漁業の時期)

漁業権 番号	現行の免許内容			令和5年9月以降の内容		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
共第18号	第2種共同漁業	機魚さし網漁業 底魚さし網漁業 雑魚さし網漁業 かいにさし網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同	第2種共同漁業 同 同 同	現行に同じ 現行に同じ えびさし網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
共第20号	第2種共同漁業	機魚さし網漁業 底魚さし網漁業 雑魚さし網漁業 かいにさし網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同	第2種共同漁業 同 同 同	現行に同じ 現行に同じ えびさし網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
区第1号	第1種区画漁業	のり綱ひび式養殖業 わかめ張縄式養殖業 かき養殖業 あさり養殖業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同	第1種区画漁業 第3種区画漁業 第3種区画漁業 同	藻類養殖業 貝類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同 同
区第2号	第1種区画漁業	のり綱ひび式養殖業 わかめ張縄式養殖業 こんぶ張縄式養殖業 かき養殖業 あさり養殖業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 同	第1種区画漁業 第3種区画漁業 第3種区画漁業 同	藻類養殖業 貝類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同 同
区第3号	第1種区画漁業	のり綱ひび式養殖業 わかめ張縄式養殖業 かき養殖業 あさり養殖業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同	第1種区画漁業 第3種区画漁業 第3種区画漁業 同	藻類養殖業 貝類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同 同

漁業権番号	現行の免許内容			令和5年9月以降の内容		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の種類	漁業の名称	
区第4号	第1種区画漁業	のり網ひび式養殖業	1月1日から12月31日まで	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
	同	わかめ張縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	同	貝類垂下式養殖業	同
	同	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同	貝類養殖業	同
	第3種区画漁業	かき養殖業 あさり養殖業	同	第3種区画漁業	貝類養殖業	同
区第5号	第1種区画漁業	のり網ひび式養殖業	1月1日から12月31日まで	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
	同	わかめ張縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	同	貝類養殖業	同
	第3種区画漁業	かき養殖業 あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	第3種区画漁業	貝類養殖業	同
	同	のり網ひび式養殖業	同	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
区第6号	第1種区画漁業	わかめ張縄式養殖業	1月1日から12月31日まで	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
	同	かき垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	同	貝類垂下式養殖業	同
	第3種区画漁業	かき養殖業 あさり養殖業	同	第3種区画漁業	貝類養殖業	同
	同	のり網ひび式養殖業	同	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで

漁業権制度について

1 漁業権とは

行政の行政行為である免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。
その種類や定義、本県の免許の状況は以下のとおり。

種類	定義	存続期間	本県の免許の状況	
			設定の有無又は内容	存続期間
定置漁業権 定置漁業を 営む権利	漁具を定位置して営む漁業 身綱の設置水深が27メートル（沖縄県は15メートル）	5年	なし	—
区画漁業権 区画漁業を 営む権利	一定の区域内において、石、瓦、 竹、木等を敷設して営む養殖業	5年	松川浦：のり、わか め、こんぶ、かきの 養殖	H30. 9. 1～ R5. 8. 31
第1種区画漁業	土、石、竹、木等によって囲まれた 一定の区域内において営む養殖業	5年	こい養殖等	H31. 1. 1～R5. 12. 31
第2種区画漁業	一定の区域内において営む養殖業で あって、第1種・第2種以外のもの	5年	松川浦：あさり、かき の養殖（地まさき）	H30. 9. 1～ R5. 8. 31
第3種区画漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定 する定着性の水産動物を目的とする 漁業	10年	あわび、うに、ほつ き、わかめ等	H30. 9. 1～ R5. 8. 31
共同漁業権 共同漁業を 営む権利	海面において網漁具を移動しないよ うに敷設して営む漁業で定置漁業以 外のもの	10年	磯魚・底魚・雑魚・かに・ えびさし網、小型定 置、さけ角網漁業	H25. 9. 1～ R5. 8. 31
第1種共同漁業	地引き網漁業、地こぎ網漁業、船び き網漁業等	10年	なし	—
第2種共同漁業	寄魚漁業、鳥付こぎ釣漁業（瀬戸内 海、三重方面の特殊な漁業）	10年	なし	—
第3種共同漁業	内水面において営む漁業	10年	河川・湖沼：あゆ漁 業、やまめ漁業等	H25. 9. 1～R5. 8. 31
第4種共同漁業				
第5種共同漁業				

2 海区漁場計画について

(1) 海区漁場計画とは（法第 62 条第 1 項）

水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度をあわせた全体計画として作成するもの。知事がその管轄に属する海面について、5 年ごとに定める。

(2) 海区漁場計画に定める事項（法第 62 条第 2 項）

海 区 漁 場 計 画	
漁業権について（＝漁業権の免許の内容）	保全沿岸漁場について
漁場の位置及び区域	漁場の位置及び区域
漁業の種類	保全活動の種類
漁業時期	その他保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項
存続期間	
個別漁業権又は団体漁業権の別（区画漁業権のみ）	
団体漁業権について、その関係地区	
その他漁業権の設定に関し必要な事項	

(3) 海区漁場計画の要件（法第 63 条第 1 項）

ア 漁業権全般に関する要件

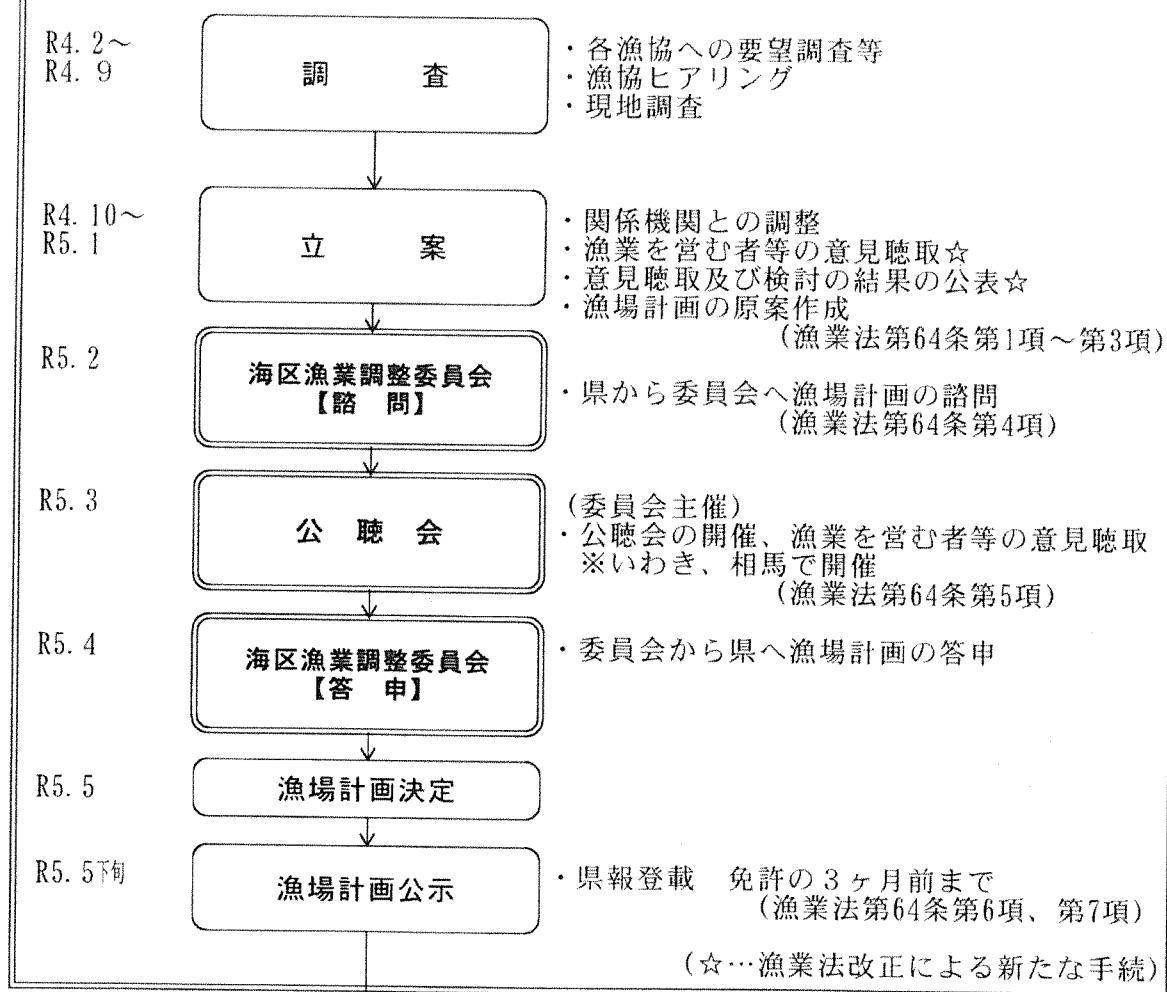
海面の総合的な利用を推進すること、漁業調整その他の公益に支障を及ぼさないこと

適切かつ有効に活用されている漁業権に関する要件

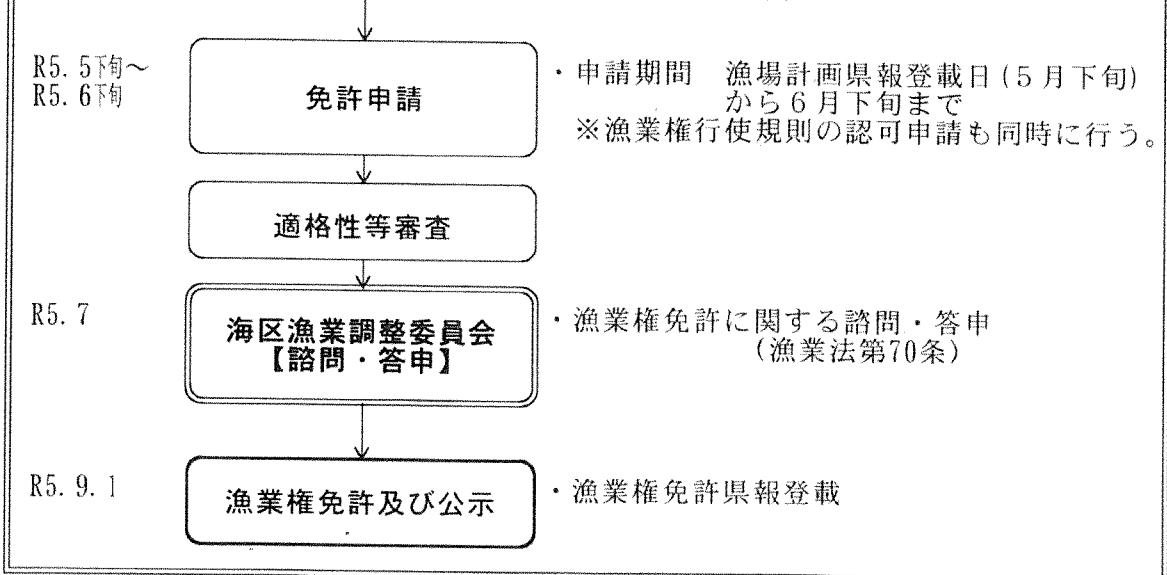
イ 漁場計画作成時に、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、その漁業権の内容とおおむね等しい漁業権が設定されていること

3 漁業権の免許までのスケジュール、海区漁業調整委員会の役割
別紙のとおり

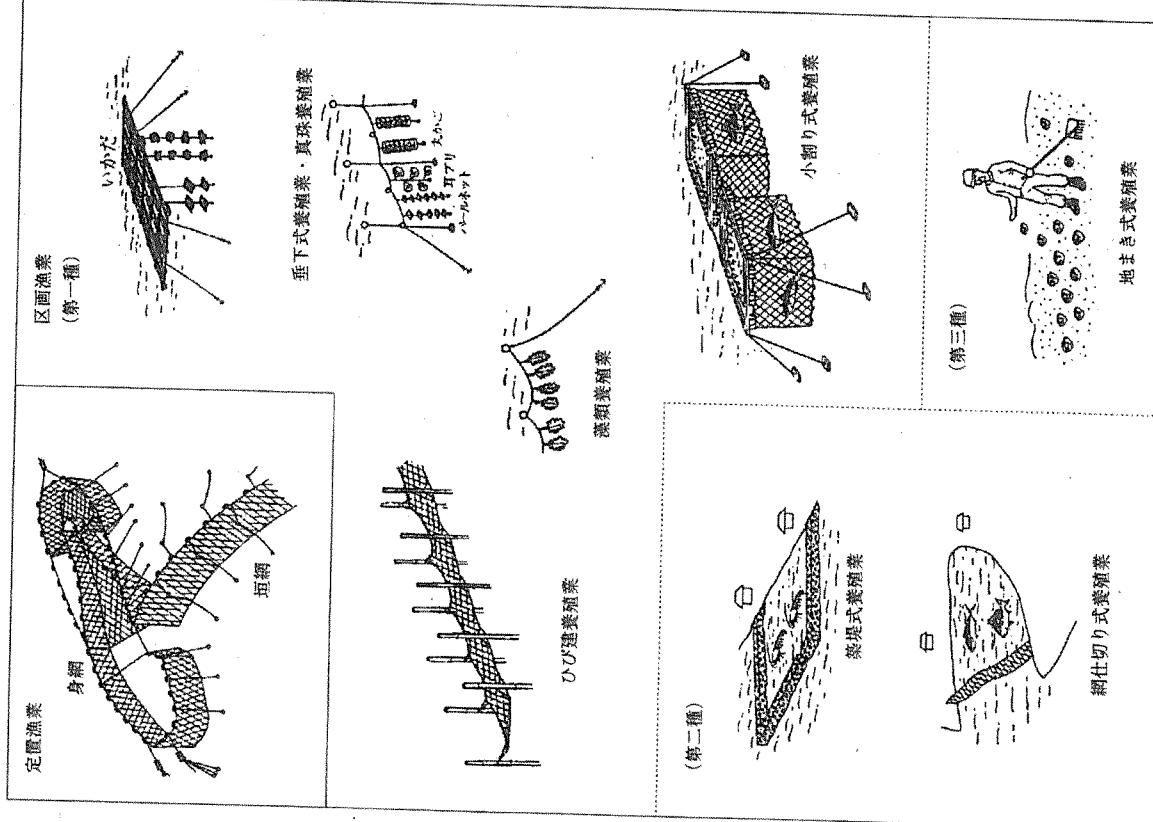
海区漁場計画作成



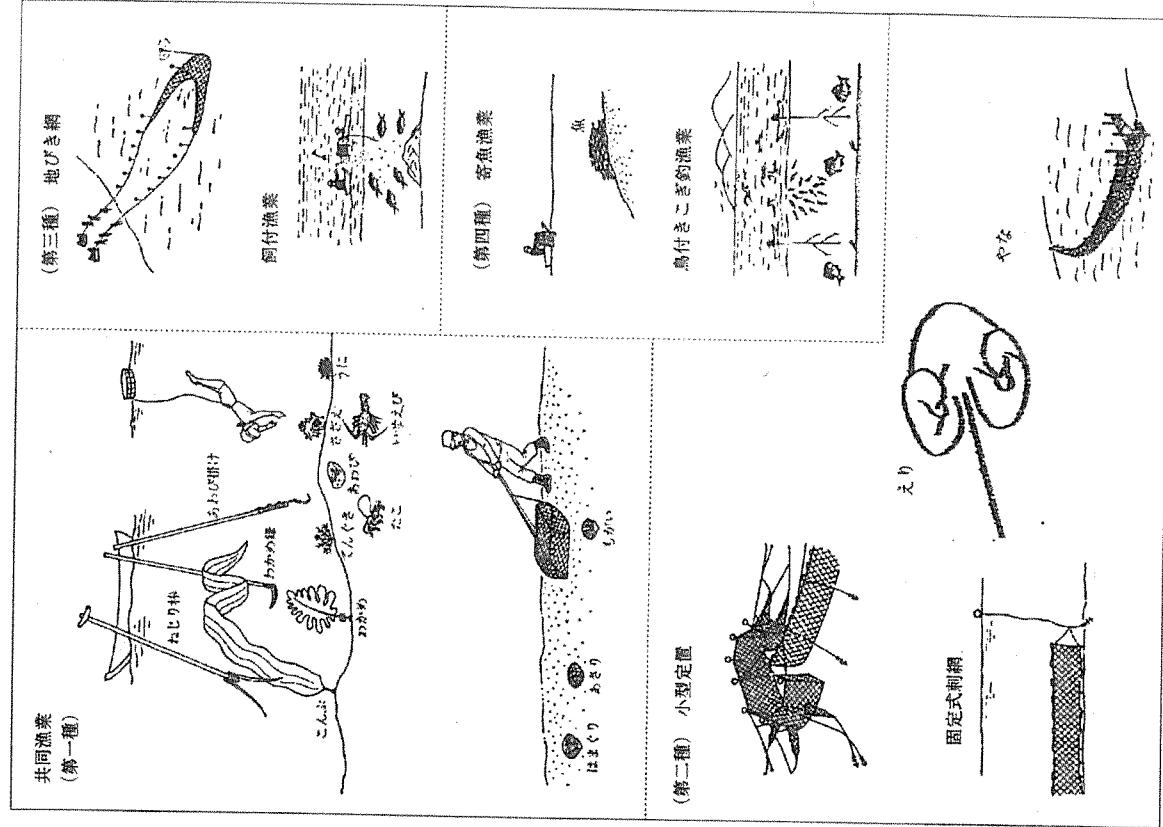
免許事務



漁業権漁業の漁具・漁法図（1）



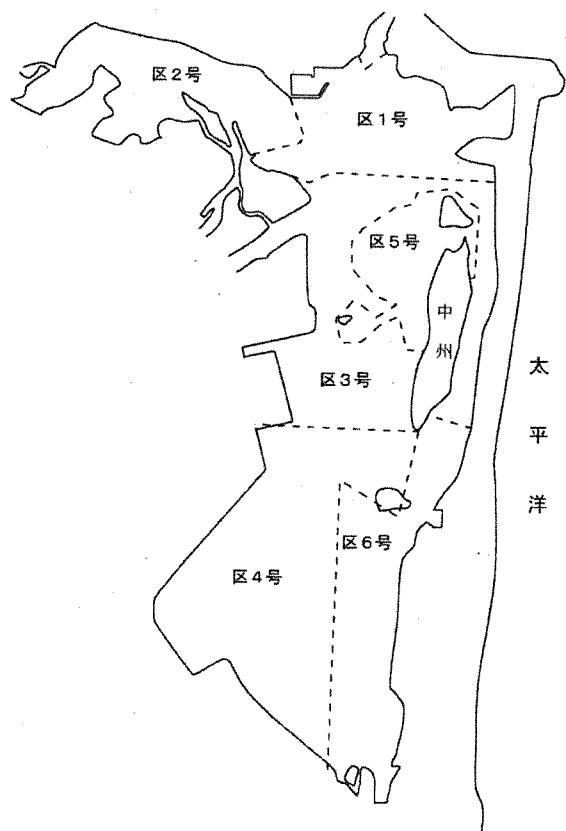
漁業権漁業の漁具・漁法図（2）



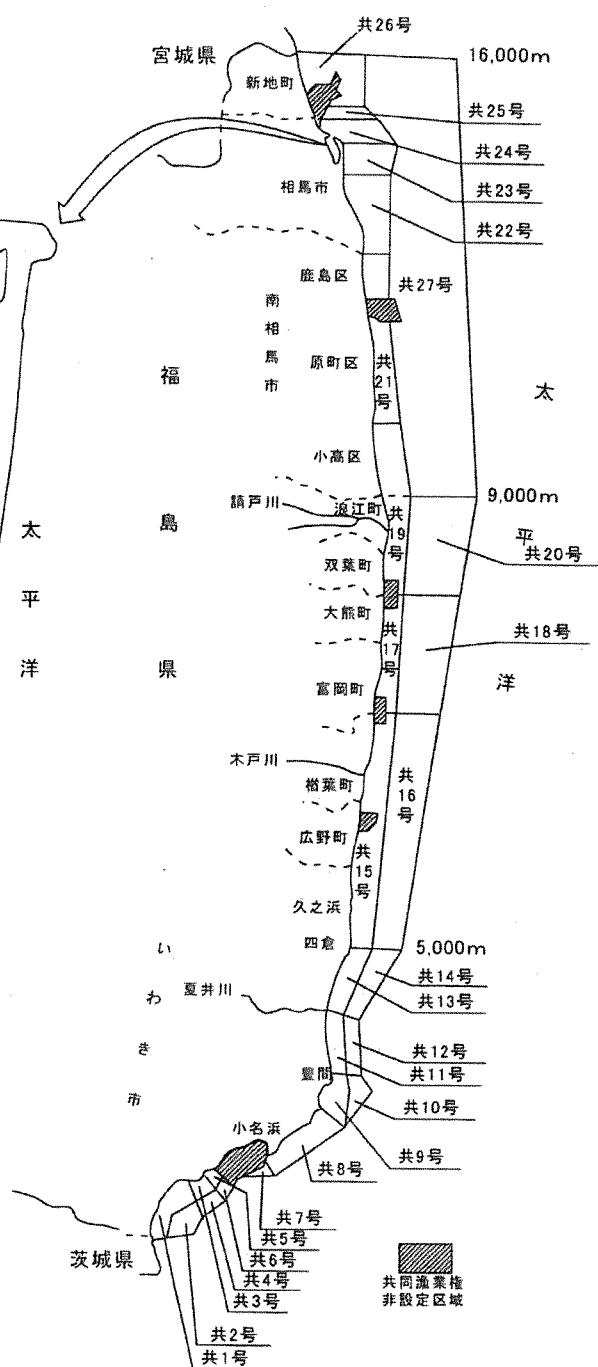
福島県水産要覧(令和3年3月)(抜粋)

1 漁業権連絡図

(1) 区画漁業権漁場連絡図（松川浦）



(2) 共同漁業権漁場連絡図



2 海面漁業権内容

(1) 海面漁業権免許件数

令和3年3月末現在 単位:件

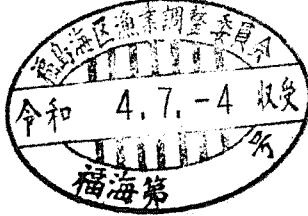
漁業権種類	区分	第1種	第2種	第1種及び2種	第1種及び3種	存続期間
区画漁業権		-	-	-	6	平成30.9.1～令和5.8.31
共同漁業権		14	10	3	-	平成25.9.1～令和5.8.31

(2) 共同漁業権

漁業権番号	漁業権者		漁業種類及び漁業名称												第2種共同漁業						
			第1種共同漁業										第2種共同漁業								
	漁業協同組合	支 所	あわび漁業	うにい	かいかい	いがい	こたまがい	ほきめ	わめ	あらめ	のりめ	ひじめ	まじめ	えじめ	こんぶ	磯魚さし網漁業	底魚さし網	雜魚さし網	かにさし網	えびさし網	小型定置網
共第1号	いわき市	勿来	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第2号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第3号		小浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第4号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第5号		小名浜機船底曳網	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第6号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第7号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第8号	いわき市	江名町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第9号		豊間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第10号		沼之内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第11号		四倉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第12号		久之浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第13号	相馬双葉	富熊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第14号		請戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第15号		鹿島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第16号		磯部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第17号		磯部・相馬原釜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第18号		相馬原釜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第19号		新地・相馬原釜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第20号		新地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第21号		相馬原釜・新地・磯部・鹿島・請戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第22号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第23号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第24号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第25号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第26号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第27号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(3) 区画漁業権

漁業権番号	漁業権者		第1種区画漁業					第3種区画漁業	
			のり	かき	わかめ	こんぶ	かき	あさり	
	漁業協同組合	支 所	網ひび式 養殖業	垂下式 養殖業	張繩式 養殖業	張繩式 養殖業	養殖業	養殖業	養殖業
区第1号	相馬双葉	松 川	○		○		○	○	
区第2号		"	○		○	○	○	○	
区第3号		岩 子	○		○		○	○	
区第4号		"	○	○	○		○	○	
区第5号		岩子・松川	○		○		○	○	
区第6号		松 川	○	○	○		○	○	



報告事項 イ

4 全漁調連第9号
令和4年6月27日

各海区漁業調整委員会会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 鈴木 精



書面表決結果

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の議案につきまして、書面による審議結果を下記のとおりご報告いたします

記

1. 表決内容

議案	結果
第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について	承認：71 不承認：0
第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について	承認：71 不承認：0
第3号議案 協議事項（中央要望活動）	承認：65 不承認：6
第4号議案 次期総会の開催地について	承認：71 不承認：0

【審議結果】

第1号議案から第4号議案について、過半数の承認をもって原案通り可決されました。

第3号議案の不承認6票は、「沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすること」等が新規要望項目として反映されなかつたことに対する御意見でした。全漁調連が要望すべき広域的な課題とすべきか、今後検討予定です。

2. 議案に関する意見

特に、意見はありませんでした。

令和4年度通常総会（第58回）議案

令和4年5月19日（木）

宮城県 仙台サンプラザホール

全国海区漁業調整委員会連合会

令和4年度通常総会次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 事

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

8 閉 会

第 1 号 議 案

令和3年度事業報告書、収支決算書及び剩余金処分案の
承認について

I 令和3年度事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 主たる庶務事項

年 月 日	事 項
令和 3年 4月 23日	<ul style="list-style-type: none">・ 会長・副会長会議を開催（書面決議）
令和 3年 5月 21日	<ul style="list-style-type: none">・ 第166回理事会及び監事監査、令和3年度通常総会（第57回）を東京都江東区で開催予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大懸念のため書面開催
7月 21日	<ul style="list-style-type: none">・ 中央要望活動（郵送） 総会議決事項について関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国會議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望書送付
10月 27日	<ul style="list-style-type: none">・ 九州ブロック会議を沖縄県で開催（書面決議）
11月 10日	<ul style="list-style-type: none">・ 日本海ブロック会議を京都府で開催（書面決議）
11月 15日	<ul style="list-style-type: none">・ 東日本ブロック会議を東京都で開催（書面決議）
11月 15日	<ul style="list-style-type: none">・ 西日本ブロック会議を和歌山県で開催（書面決議）
12月 10日	<ul style="list-style-type: none">・ 会長・副会長会議を東京都江東区で開催
12月 23日	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度事務局長会議を兵庫県で開催（書面決議）
令和 4年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none">・ 事務局幹事会を東京都千代田区で開催予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大のため書面開催
3月 15日	<ul style="list-style-type: none">・ 事務局職員研修会を島根県で開催（Web開催）
3月 16日	<ul style="list-style-type: none">・ 第167回理事会、中間監事監査及び表彰選考委員会を東京都で開催（書面決議）

2 主な事業の実施結果

(1) 総会 令和3年度通常総会（第57回）（書面決議）

議事

第1号議案「令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」
原案のとおり承認した。

第2号議案「令和3年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」
原案のとおり承認した。

第3号議案「協議事項」（中央要望活動）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

以上の6項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第4号議案「次期総会の開催地について」

令和4年度通常総会を宮城県で開催することを決定した。

(2) 理事会

① 第166回（書面決議）

5月21日開催予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大懸念のため中止
(令和2年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第57回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

② 第167回（書面決議）

3月16日開催予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大懸念のため中止
(令和3年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第58回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

(3) 会長・副会長会議

① 令和3年度第1回（書面決議）

令和3年3月開催予定の理事会中止を受け、令和3年4月に書面により開催
通常総会（第57回）に提出する協議事項、事業計画書案、70周年記念大会の中止等について、書面による審議を実施

② 令和3年度第2回

ア 日 時 令和3年12月10日（金）13:30～16:00
イ 会 場 東京ベイ有明ワシントンホテル（東京都江東区）
ウ 内 容 各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

（4）要望活動（中止）

- ① 日 時 令和3年7月
② 場 所 東京都内
③ 内 容 総会決議事項（第3号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望書を郵送（回答は会員に回付）

（5）ブロック会議

令和3年10月～11月の間、九州、日本海、東日本、及び西日本の順にブロック会議を開催し（書面決議）、各海区からの提出議案等について審議を行った。

① 九州ブロック会議（沖縄県、書面）

ア 日 時 令和3年10月27日
イ 議 事
第1号議案 令和4年度要望事項について
第2号議案 次期開催海区について

② 日本海ブロック会議（京都府、書面）

ア 日 時 令和3年11月10日

イ 議 事
(1) 令和3年度全漁調連要望活動の結果について
(2) 令和4年度要望事項について
(3) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議次年度開催地について

③ 東日本ブロック会議（東京都、書面）

ア 日 時 令和3年11月15日

イ 議 事
第1号議案 令和4年度総会に向けた要望事項について
第2号議案 次年度開催海区について

④ 西日本ブロック会議（和歌山県、書面）

ア 日 時 令和3年11月15日

イ 議 事
第1号議案 西日本ブロック会議要望事項について
第2号議案 次期開催海区について

（6）海区漁業調整委員会事務局職員研修会（島根県、Web開催）

令和3年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

- ① 日 時 令和 4 年 3 月 15 日
② 内 容

ア 「海区漁業調整委員会の権限と役割について」
イ 「漁業権の切替えについて」
ウ 「都道府県漁業調整規則例について」

(7) 事務局長会議（兵庫県、書面）

- ① 日 時 令和 3 年 12 月 23 日
② 内 容 次の各事項について協議を行った。
ア 令和 3 年度全漁調連事業計画について
イ 令和 3 年度事務局職員等研修会のテーマについて
ウ ブロック会議の計画・運営について
エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和 4~8 年度の開催計画について
オ 海区漁業調整委員会の運営について
カ 海区漁業調整委員の選任について

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

- 以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。
- ① 「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」 令和 3 年 12 月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（三重海区）
② 「海区漁業調整委員会指示集（令和 2 年度版）」 令和 4 年 3 月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（熊本県連合海区）
③ 「全国海区漁業調整委員会連合会会報第 149 号」 令和 4 年 3 月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（静岡海区）

第 2 号 議 案

令和 4 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

I 令和4年度事業計画書（案）

平成30年12月14日付けで新たな漁業法が公布され、令和2年12月1日施行された。

我が国水産業が再生・発展するには、「適切な資源管理の着実な実行」、「生産性持続可能な高い漁業構造の構築」等の施策達成に向けた各種調整等を担う海区漁業調整委員会の役割が今後ますます重要となる。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和4年度に次の事業を実施するものとする。

1 総会の開催（令和4年5月19日：宮城県仙台市）

通常総会を開催し、令和4年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

（1）通常総会

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和4年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

（2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

2 理事会（役員会）の開催（令和4年5月19日、6月、令和5年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

3 ブロック会議（令和4年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和4年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 神奈川

日本海ブロック … 石川

西日本ブロック … 山口
九州ブロック … 長崎

4 事務局職員研修会（令和4年10月三重）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催。

5 事務局長会議（令和4年6月岡山）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国會議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和3年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

II 令和4年度収支予算書

1 収入の部 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 期 予 算 額	比 較 増 減	備 考
会 費	0	6,640,000	△ 6,640,000	会員40都道府県
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	45,354	1,414	43,940	預金利子、徽章代
繰 越 金	14,054,646	8,807,513	5,247,133	
計	14,100,000	15,448,927	△ 1,348,927	

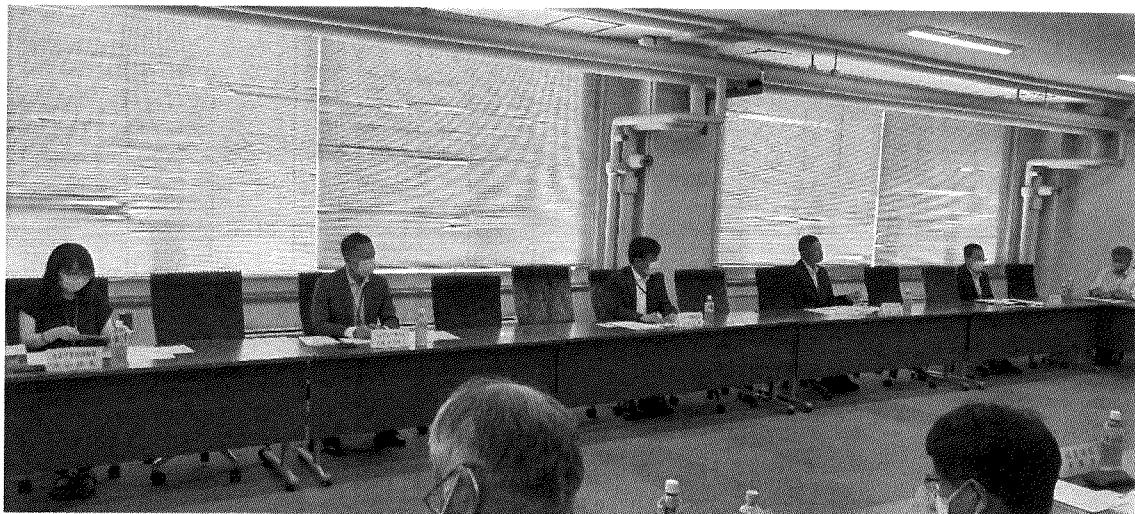
※新型コロナ感染症の影響による事業の中止、縮小等に伴い、繰越金が過剰となったため、
特例措置として令和4年度会費を全会員免除する。

(参考)会費内訳	$39 \text{ 都府県} \times 160 \text{ 千円} = 6,240 \text{ 千円}$ $\text{北海道} \times 400 \text{ 千円} = 400 \text{ 千円}$ <hr style="width: 100%;"/> $\text{計} \qquad \qquad \qquad 6,640 \text{ 千円}$
----------	---

報告事項 ウ

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について

- (1) 開催日時：令和4年7月22日 9:30～16:00
- (2) 要望先：水産庁、国土交通省、外務省、海上保安庁（書面）、衆参農林水産委員長
- (3) 出席者：全国海区漁業調整委員会連合会 会長、副会長、理事、監事
各都道府県事務局職員
* 福島海区漁業調整委員会 今野会長 事務局 根本
- (4) 内容：全漁調連から国への要望事項について、各省庁において手交するとともに、内容について説明と意見交換を行った。



要望書手交 全国海区漁業調整委員会連合会 鈴木会長→水産庁資源管理課 斎藤課長

全国海区漁業調整委員会連合会 正副会長会議 座席表

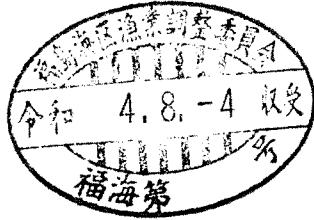
令和4年7月22日(金)9:45~10:15
農林水産省8階 中央会議室

広島地海次長		三重海主幹	
全漁調連 板橋局長			北田副会長 (広島)
全漁調連 伊藤事務局長			淺井副会長 (三重)
全漁調連 池谷			鈴木会長 (静岡)
全漁調連 松浦			今野副会長 (福島)
全漁調連 永倉			小林副会長 (福井)
福島海区 根本次長			江口副会長 (熊本県連合)
			入り口
郡熊 司本 掛県 參連 事合		福井海 石田海 書記	

全国海区漁業調整委員会連合会 令和4年度要望事項及び要望先

区分	農林水産省		外務省	国土交通省		
	農 林 水 産	大 臣 水 産		水 産 庁	海上保安庁	海事局
I 海区漁業調整委員会制度について						
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	○	○	○			
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	○	○	○			
3 新たな漁業関係法令の改正について	○	○	○			
4 【新規】海区漁業調整委員会の資質向上について	○	○	★			
II 沿岸漁場の秩序維持について						
1 違法操業の取締り強化等	○	○	○			○
2 密漁ものの流通防止	○	○	○			
III 太平洋クロマグロの資源管理について						
1 クロマグロ資源の適正利用						
① 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	○	○	○			
② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	○	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置						
① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	○	○	○			
② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	○	○	○			
③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	○	○	○			
④ 漁獲状況を把握するシステム構築	○	○	○			
3 遊漁者等の操業自粛措置	○	○	○			
IV 沿岸資源の適正な利用について						
1 沿岸漁業と沖合漁業の調整						
① 水産庁による両者の共存共栄のための話し合いの主催と合意形成の斡旋	○	○	○			
② 沿岸に準じた禁止期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し	○	○	○			
③ カツオやスルメイカにおける沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	○	○	○			
④ 海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	○	○	○			
⑤ 漁業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮	○	○	○			
2 マサバ太平洋系群の適正利用						
① 適切な資源管理の実施に係わる指導と、大中型まき網漁業及びロシア漁船による漁獲の調整	○	○	○			
② 適正な目標管理基準値の設定	○	○	○			
③ 漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施	○	○	○			
3 カツオ資源の適正利用	○	○	○			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	○	○	○			
5 沖合漁業の操業秩序の確立						
① 付属船を含む大中型まき網渔船全船へのVMS設置の義務付け	○	○	○			
② VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締り強化等	○	○	○			
V 漁業法改正後の制度運用について						
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	○	○	○			
2 新制度の円滑な運用について						
① 地域課題への対応における指導・助言	○	○	○			
② 漁業権切替手続きにおける指導・助言	○	○	○			
3 新たな資源管理措置等について						
① 漁業現場の実情に即した資源管理措置の検討	○	○	○			
② 漁業者等の理解と合意のもとでの資源管理措置の導入	○	○	○			
③ 沿岸の零細漁業の経営に十分配慮した資源管理措置の実施	○	○	○			
④ 【新規】成長対策の具体化	○	○	★			
VI 外国漁船問題等について						
1 排他的経済水域の境界の画定						
2 漁業協定等の見直し、暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	○	○	○	○		
① 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	○	○	○	○		
② 日台漁業取決め適用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のPI保険の加入の義務化	○	○	○	○		
③ 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	○	○	○	○		
④ 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	○	○	○	○		
⑤ ロシア水域における操業条件緩和交渉等にかかる支援継続と「さけます流し網漁業」に代わる代替漁業法等、	○	○	○	○		
⑥ EEZ内におけるロシア大型トロールによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害補償の実施	○	○	○			
3 外国漁船の取締り強化と漁業者の安全の確保						
① 領海及びEEZ内における外国漁船に対する、徹底した取締りの実施	○	○	○	○		
② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と、漁船や関係機関に対する情報提供	○	○	○	○		
③ 外国漁船等の遊漁にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	○	○	○	○		
④ 北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供	○	○	○	○		
4 被害の救済	○	○	○			
VII 海洋性レジャーとの調整等について						
1 遊漁と漁業の調整						
① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方による積極的な広報等の実施	○	○	○			
② スピアフィッシングに対する指導強化	○	○	○			
③ 【新規】遊漁者の資源利用の実態把握	○	○	★			
④ 【新規】遊漁者の資源管理の協力	○	○	★			
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止						
① 利用者に対する保険加入の義務付け又は漁業被害を想定した物損被害の圃場の充実	○	○	○			○
② PB等を利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討	○	○	○			
3 ミニボートによる危険行為の防止						
① 安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必須	○	○	○			○
② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	○	○	○			○
③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備	○	○	○			○
④ ミニボートの保険加入義務化	○	○	○			○

7 4 5



4 全漁調連第13号
令和4年8月3日

各海区漁業調整委員会 会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 鈴木 精
(公印省略)

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

令和4年7月22日に実施した要望活動について、要望先からの回答結果を送付します。

なお、複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区に送付していただきますようお願いします。

担当
全国海区漁業調整委員会連合会
(静岡海区漁業調整委員会事務局) 池谷・永倉
TEL : 054-221-2737 FAX : 054-221-3288
MAIL: suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

1④	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>④ 遊漁者の資源管理の協力 【新規】</p> <p>漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。</p>	<p>1 遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。</p> <p>2 クロマグロについては、遊漁関係団体の自発的取組として、クロマグロ遊漁船事業者協議会が組織されたところであり、水産庁としてもその活動を後押しすることとしている。</p> <p>3 引き続き、各方面から遊漁者の組織化を促し、資源管理について協議、周知できる体制の整備を図ってまいりたい。</p>
2①	<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p>	<p>1 プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p>

報告事項 工

神奈川海区漁業調整委員会事務局 御中
(E-mail fm9500.mme@pref.kanagawa.lg.jp)

令和4年 9月 9日

委員会名 福島海区漁業調整委員会
担当者名 根本芳春
連絡先 0246-24-6173

1 令和5年度政府要望提案

要望

遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について（継続要望）

要望に至った経緯

本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。

一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。

また、近年は、SNSなどの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。

本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。

要望内容

遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。

遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。

2 会議議題提案

議題

漁業と遊漁船業に関する漁業調整の課題と対応について（情報交換）

内容

各都道府県において、漁業と遊漁船業の間にどのような漁業調整上の課題があるか、また、その解決に向けて、各都道府県や海区漁業調整委員会が行っている取り組み事例について情報交換をお願いしたい。

※ 必要に応じて、行の挿入（複数ページ可）、あるいは別様に記載してください。

【提出締切】令和4年9月16日（金）